

柏市公金管理運用基準

1 目的

この基準は、ペイオフの解禁に伴う柏市の公金の適正な管理運用を図るために定める。

2 公金

公金とは、柏市のすべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）に係る歳計現金、歳入歳出外現金、基金等をいう。

3 公金の管理運用

- (1) 公金の管理運用は、安全性を最優先として最も確実かつ有利な方法で図るものとする。
- (2) 歳計現金及び歳入歳出外現金については、資金収支計画に基づき支払準備金に余裕が生じた場合に運用を図るものとする。
- (3) 基金については、目的及び繰替運用に対応できるよう確実かつ効率的な運用を図るものとする。

4 運用方法

運用にあたっては、金融機関への預貯金の他、元本の償還及び利払いが確実な国債、政府保証債及び地方債による運用を図る。

また、ペイオフ対応の観点から、金融機関の分散化を図るとともに全額保護となる決済用預金での運用も活用する。

なお、制度融資に係る預託金については、原則として決済用預金で預託する。

5 預貯金による運用対象金融機関の選定

- (1) 運用対象金融機関については、次に掲げる事項について常に情報を把握し、選定する。

ア 自己資本比率

海外に支店を有する金融機関にあっては国際統一基準の8パーセント以上、国内にのみ支店を有する金融機関にあっては国内基準の4パーセント以上であることを目安とする。

イ 格付機関による信用格付

格付機関が公開する格付情報が、投資適格等級以上であることを目安とする。

ウ 経営情報・財務情報・株価等

経営情報、財務情報及び株価等の動向を注視する。

(2) 上記（1）以外では、地域経済振興の一環及び公金収納取扱状況について考慮し、下記（3）の範囲内で適宜、運用対象金融機関を選択することも可能とする。

(3) 金融機関への預け入れ総額は、原則として、柏市が当該金融機関から借り入れている証書借入額を超えないこととする。

ただし、運用対象機関の安全性が十分に確保でき、かつ預け入れ条件が著しく有利であると認められる場合は、証書借入額を超えて預け入れをすることができる。

この場合において、次の条件を満たすこととする。

ア 選定の考え方は、基準5（1）に加え、原則として複数の格付機関による信用格付を取得し、いずれも BBB+以上であること。

ただし、農業協同組合についてはJAバンク基本方針の基準を満たすこと。

また、信用格付を取得していない場合は、資本支援を受けられる系統金融機関等の信用格付が BBB+以上であること。

イ 当該預け入れに係る支払利率が、過去1年以内に会計管理者が証書借入額の範囲内で行った全ての預け入れに比して3割増相当以上の利率であること。

ウ 預け入れの上限額及び期間については、基金残高及び資金収支見込等を勘案し、財政課及び基金所管部署の認める範囲内で行うこと。

6 指定金融機関における普通預金による運用

(1) 指定金融機関における会計管理者名義の普通預金口座については、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、決済用普通預金から普通預金への切替を行い、運用することができる。

ア 普通預金金利が年 0.1% 以上であること

イ 複数の格付機関による信用格付けが A- 以上であること

ウ バーゼルⅢ規制の以下の4指標をすべて達成していること

① 自己資本比率（国際基準） 10.5% 以上

② レバレッジ比率 3% 以上

- ③ 流動性カバレッジ比率 100%以上
 - ④ 安定調達比率 100%以上
- (2) 前項の条件を満たさない場合、または危機管理上の措置が必要な場合には、速やかに決済用普通預金へ切替を行い、預金の全額保護を優先するものとする。

7 金融機関破綻時の公金預金の保護対応策

金融機関が破綻し、ペイオフが発動されたときは、第一に当該金融機関に対する柏市の預金債権と、当該金融機関に対する柏市の証書借入による借入金（地方債等）債務との相殺を活用する。

8 補則

この基準は、公金の管理及び運用が金融状況や社会経済状況の実情に即するよう、適宜、見直しを図っていくものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成15年4月1日から適用する。
(柏市ペイオフに伴う公金の管理について（基本方針）の廃止)
- 2 柏市ペイオフに伴う公金の管理について（基本方針）（平成14年4月1日適用）は、平成15年3月31日限り廃止する。

附 則

この基準は、平成17年3月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年1月20日から施行する。